

一 手高の難送 皆勤手当が出ると(連間一五時給支給スルコト)  
但し請負ノ者ト念ムコト 臨時ヨ念セサルコト

二 臨時 臨時ノ場合一日五時間ヲ支給スルコト(定時元々出ル場合ハ二時間ヲ支給スルコト)

三 時前制度 書休ミシテ十分ニスルコト(季節ニシテ出退時間ノ規定ヲ確立スルコト)

四 寮宿舎待遇改善ノ件

一 寮宿舎金ヲ近クニスルコト 但レコノマナラ車賃ヲ出スコト  
只レコト大キイ蚊帳ヲス分買ハテケルコト

二 冬ハ火鉢ツクセスコト 木炭ソ買ハテケルコト  
三 磨リカノコト飯ヲ食ハセサルコト カカゲヲ良クスルコト

四 湯銭(毎日)及埋炭代(月一回)ヲ出スコト

五 二年一回作業服ヲ出スコト 草履ヲ出スコト  
六 罹病ノ時ノ充分ナル手当ヲスルコト

七 公休日ノ食費ヲ出スコト  
八 一週ノ減場ニ精勤セシメルコト

九 又健康材料ハ全部会社ニテ負担スルコト  
十 如何ナル場合ナリトモナケラナイコト

一 不云平ナル日給有テシテ即時仕上テスルコト  
八月十七日 巧藝社従業員一同

別記

賞書

今般巧藝社労働争議ニ関シ双方密議ノ結果左記条件ニ依リ圓滿解決ス  
爾後日ノ為メ賞書参考通作製シ當事者間ニ於テ之レヲ保存スルモノトス

解決条件

一 請負制度ノ件

一 一回請負制ハ之ヲ廢止ス  
二 請負單任ハ別紙ノ通りニ之ヲ定メタリ

二 定期昇給ノ件

一 一ヶ月間を遅刻者ニ対シテハ一日分ノ日給額ヲ給共ヌ、但し請負者ヲム  
念ム(請負者ハ後前ノ日給ヲ標準トス)臨時休業ヲ念マサルモノトス

三 臨時休業ノ件

一 一ヶ月内ニ臨時休業三日間ハ之ヲ認ム、但し四日以上ヲ越スル時ハ其ノ裁  
二 日数ニ対シ一日(五時間)ノ額ヲ支給ス

四 常条件

一 若止ムヲ得ルル場合、外臨時雇員ヲ使用セサルコト  
二 臨時雇員ヲ使用セントスル時ハ必ず當該課員ニ相談ヲ遂テ可成モノトス  
三 早退ノ場合ハ後時同ノ半分ノ額ヲ支給ス  
四 遅生指定ヲ為サハルコト  
五 急忙時溢リニ欠勤ヲ為サハルコト

五 時間制度明示ノ件

一 十月ヨリ四月マデ 自八時 至六時  
五月ヨリ九月マデ 自七時 至五時